

第 44 回

大阪市都市景観委員会

議 事 録

日	時	平成 2 7 年 8 月 3 日（月）
		午後 1 時 0 0 分～午後 3 時 0 3 分
場	所	大阪市役所 屋上階（P 1）会議室

大阪市都市景観委員会（第44回）

1. 開催日時 平成27年8月3日（月）午後1時00分～午後3時03分

2. 開催場所 大阪市役所 屋上階（P1）会議室

3. 出席者

（1）委員（敬称略）

委員長	澤	木	昌	典
委員	嘉	名	光	市
	阿	部	昌	樹
	岡	田	昌	彰
	下	村	泰	彦
	田	中	み	さ
	中	嶋	節	子
	長	町	志	穂
	橋	寺	知	子
	山	納		洋

（2）市側

眞	田	建設局管理部長
寺	川	建設局企画室長
山	向	建設局企画課長
西	川	建設局公園緑化部長
野	口	都市整備局企画部長
田	中	港湾局営業推進室長
植	木	教育委員会事務局文化財保護課長
角	田	都市計画局計画部長兼交通政策室長

（3）府側

戸	田	住宅まちづくり部都市空間創造室長
---	---	------------------

事務局（都市計画局）	川	田	都市計画局長
------------	---	---	--------

安	藤	開発調整部長
友	田	開発調整部都市景観担当課長
中	西	開発調整部都市景観担当課長代理
松	崎	開発調整部開発誘導課 担当係長
松	村	開発調整部開発誘導課 担当係員

4. 会議次第

1 開 会

2 議 題

- ・ 今後の景観施策のあり方について
- ・ その他
 - ・ 都市景観資源検討部会の開催について（報告）
 - ・ 市政モニターアンケートの実施結果について（報告）

3 閉 会

〔配付資料〕

- ・ 資料 1 今回の主な論点
- ・ 資料 2 今後の景観施策のあり方について
- ・ 参考資料 1 第 4 3 回都市景観委員会等での主な委員意見〔委員限り資料〕
- ・ 参考資料 2 歴史的・文化的資源の一覧
- ・ 参考資料 3 エリアマネジメント組織の取り組み〔委員限り資料〕
- ・ 参考資料 4 大阪市まちづくり活動支援制度の概要
- ・ 資料 3 市政モニターアンケートの実施結果〔委員限り資料〕
- ・ 資料 4 都市景観資源検討部会の開催について〔委員限り資料〕

4. 議事の概要

○中西都市景観担当課長代理

定刻がまいりましたので、ただいまより第 4 4 回大阪市都市景観委員会を開催させていただきます。

私は、本日進行役を務めさせていただきます大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課都

市景観担当課長代理の中西と申します。よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、配付資料の確認をお願いいたします。座って説明させていただきます。失礼します。

お手元の資料の一番上に議事次第を置かせていただいております。

次に、出席者リスト、配席図となりまして、以降、少し分厚くなっておりますが資料が続いております。

次に、資料１、今回の主な論点、資料２がＡ３になりますが、今後の景観のあり方について。

参考資料１が第４３回都市景観委員会等での主な委員意見。こちらは委員限り資料となっております。

参考資料２、歴史的・文化的資源の一覧。

参考資料３、エリアマネジメント組織の取り組み。こちらも委員限り資料となっております。

参考資料４、大阪市まちづくり活動支援制度の概要となっております。

次、議題（２）関係でして、資料３、市政モニターアンケートの実施結果、こちら委員限り資料となっております。

最後に、資料４、都市景観資源検討部会の開催についてとなっております。

お手元の資料で不足がございましたら、事務局までお申しつけください。

本日出席の委員ですが、１１名中、現在のところ８名出席をいただいております。欠席は、大阪大学の加賀先生となっております。そして、田中先生は少し遅れて来られると伺っております。嘉名先生につきましても、遅れてお越しいただけると考えております。

それでは、これからの議事進行につきましては、澤木委員長にお願いしたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

○澤木委員長

皆さん、こんにちは。お暑い中、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。皆さんお忙しい方ばかりなので、日程を合わせるのに苦勞しまして、本日の開催ということになりました。

後で報告があるんですが、７月の上旬には生野区と淀川区の都市景観資源の現地調査に行ってくださいありがとうございました。私の日程が合わなくてどれも参加できず申し訳ございませんでした。皆さんの御協力に感謝させていただきます。

それでは、議事に入っていきますけれども、その前に、都市景観運営委員要綱 3 の（3）に基づきまして、議事録署名人を指名させていただきたいんですが、1 人は阿部先生で、もう 1 人が嘉名先生ということですが、まだお見えでないので、次の順番の方に。

○事務局

できましたら長町先生に。

○澤木委員長

では長町先生と阿部先生の両委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは、本日の議題ですけれども、一番上の議事次第にございます 2、議題（1）今後の景観施策のあり方について、それから、（2）のその他として、都市景観資源検討部会の開催、並びに市政モニターアンケートの実施結果ということになっておりますけれども、順に従いまして、（1）の今後の景観施策のあり方についてから進めてまいりたいと思います。景観施策のあり方についてにつきましては、資料 1 と資料 2 が主な材料になります。資料 1 に今回の主な論点が記載されておりますけれども、市域全体の景観形成の方針ということで、景観ゾーン、あるいは軸、それから拠点、こういった形の整理をこれまでされてきて、それぞれのエリアにおいて今後、こういった施策を展開していくかということについて、皆さんに御審議いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いしますと思います。

この間、何度か事務局と打ち合わせをしながら、資料 2 を大分、整理させていただいておりますけど、これに従っていろいろ御意見いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

それでは最初に、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局

資料説明

○澤木委員長

ありがとうございました。ただいま、事務局より今後の景観施策のあり方について、資料 2 に基づいて御説明いただきました。資料 1 に今回の主な論点ということで、この後、意見交換についてはこの順番で行こうと思いますが、まず御質問を中心にただいまの資料 2 の説明でわかりにくいところやもう少し説明が欲しいといった点がありましたら、そういうところを中心にまず出していただければと思います。事前に委員のところを回りながら資料をつくっていただいておりますが、かなり前回から変わっているところもあると思い

ますので、御不明な点がございましたら、まず質問を中心にお出しいただければと思います
すがいかがでしょうか。

差し当たっての質問は特にないですか。

順番に前から御意見伺っていく中で関連して質問があればお出しいただくとして、一応、
この論点の（１）、（２）、（３）の順でいくとすれば、最初に本市の景観構造の捉え方
ということで、資料２ですと、前段に大きな枠組みの話がありますけれど、４ページから
景観の現況と特性をどう捉えていくかという要素から始まりまして、今日の資料では、こ
の部分にかなり力を入れていただいている、２４ページに景観構造の特性を整理いただき、
そこに拠点となる要素なんかを載せていって、２７ページに一覧図という形でオーバーレ
イしたもので整理されてますけど、この４ページから２７ページぐらいまでの大阪市の景
観構造の捉え方、こういう現況の中から特徴と課題が出てくると思うんですけど、このあ
たりについて御質問、御意見ございましたらお願いできればと思いますが、いかがでしょ
うか。

岡田委員、どうぞ。

○岡田委員

よろしく願いいたします。大変、明確な資料にまとめていただきありがとうございます。
した。

事前に説明いただいたときも、少し議論になったと思うんですが、この軸線の捉え方の
中で、今回は河川に集約されたということですが、最初は愛称のある道路をいろいろ挙げ
ておられたと思うんです。例えば御堂筋みたいなもの、明らかにこの都市の軸線を形成し
ていると思われる、直観的にそう捉えられるものもあると思うのですが、その辺は今回は
考えの中から除いていくということなののでしょうか。そこを教えていただきたいです。

○澤木委員長

お願いします。

○事務局

そうですね、個別に打ち合わせにお伺いしたときは道路の話もしていて、いろいろ道路
の線を引いたりしたんですが、御堂筋を中心に都心部の道路については、一定そういった
軸と呼んでもいいぐらいの道路だと思ったんですが、周辺部の道路を見たときに、これ
を選んでどうするのかというところもありまして、そもそも軸と言えるのかどうか、それぞ
れの道路をどうしていくのかというところまで持っていけないだろうということもあって、

道路については、現在の美観誘導路線、都心部の路線を中心に引き続き取り組んでいくということで、市域全域の軸として道路を捉えるは難しいのかなと考えました。

○岡田委員

ありがとうございました。

○澤木委員長

それを受けて御意見というのは、よろしいでしょうか。

今のは24ページあたりの景観構造の特性というところで、面と骨格となる軸的な要素、それから核となる拠点的な要素といった整理をしていますが、24ページの左下の骨格となる軸というところに①河川がありますけど、ここに道路がないということでの御質問だと思います。

ただ、特性を整理していくと、都心部が一括でも何か記述がないと漏れてしまっている印象がするので、若干、コメントはつけたほうがいいのかと思いますけれども。

都心部以外の道路で放射状に隣接市と結んでいくような国道であるとか、そういうところは特に軸となるような景観の特徴は今のところ見えないし、図っていくようなところもないというコメントと理解してよろしいでしょうか。東京ですと青梅街道とか、容積も沿道を誘導しながら景観形成しているところもありますが、よろしいですか。

○岡田委員

はい、結構です。

○澤木委員長

そのほか、いかがでしょうか。案の部分で。

長町委員、お願いします。

○長町委員

とてもわかりやすい資料で素晴らしいと思うんですけども、前段の4ページから27ぐらいまでですかね。現在の事実の説明資料だと思うんです。ですので、景観資源がこれだけあるとかプロット化されていると思うのですが、光景観の創出のところが。

○澤木委員長

19ページですね。

○長町委員

19ページですね。アクションプラン2020構想があるのは事実ですけど、大阪の特徴的な光がどうあるかという話にはなっていないので、これだとすごく施策がなされてい

るようですが、そうではないと思うので、資料を変えていただいたほうがいいと思います。大阪の特徴的な光というと、日本中の人が知っているのはグリコじゃないですか。そういうことに言及せずに施策が載っている。ここは事実が網羅されるページだと思うので、現状の事実を記載していただくのがいいと思います。

○事務局

ありがとうございます。ここだけではなく、ほかにも足りないところがあると思っております。いただいた御意見をできるだけ反映する形で、現状分析についても補完して資料の修正をしてまいりたいと思います。

○澤木委員長

ありがとうございました。現状だけではなく、プランとか政策という意味では15ページに都市開発について既存の関連計画のレビューを載せていただいていますので、19ページに光のまちづくりアクションプランの紹介があってもいいとは思いますが、まず、現状分析があつてということで。

○長町委員

そうです。他がみんな現状分析なので、他と合わせたほうがいいです。

○澤木委員長

そのあたりを補強していただきたいと。右の図は中之島周辺の既存のライトアップということで、少し現状のデータを挙げているんですけど、市域全体での現状分析というところが抜けている感じになっていますので、道頓堀などを含めて、今後、宿題としていただければと思います。

○事務局

わかりました。

○澤木委員長

そのほか、お気づきの点はございますか。

そしたら（2）番は現況と特性を踏まえた景観形成の意義、目標、基本方針についてということなので、1ページも含めて、特に2ページ第1章というところですよ。2ページ、3ページの景観形成の意義、目標、基本方針、これは前回も議論いただいたんですけども、前回の議論の中で現状の景観構造の分析とか、そういう部分が十分ではないのではないかとというあたりで、もう一回つくり直していただきましたので、改めてこの1、2、3ページあたりで御意見いただければと思います。

いかがでしょうか。先ほど、事務局の説明で３ページの景観形成の基本方針、５本の柱、大都市大阪を象徴する、こういうものはここだけで見ると羅列的に見えますけど、現状から分析していくと関連で出てきますという前振りがありましたけど、このあたりをもう少し言っていただくといいんですかね。具体的には２５ページにこの大都市大阪といった核となる要素では４つ、にぎわいまで出てきていて、プラス潤いのある市街地というのは全体の底上げ的な部分かもしれません。この辺は関連性をもう少し補強していただいてもよろしいでしょうか。

○事務局

そうですね、資料をつくる时候にもこの３ページの景観の目標とか景観の基本方針の部分と、景観構造を捉えていくところとどちらが先なのか実は迷っていたところがあって、同時並行的なのかなというところがあったんですけど、確かに、説明しながらちょっと唐突感がある気がしますので、もう少しうまく関連づけられるように、整理を考えていきたいと思います。

○澤木委員長

そのほか、御質問、御意見いかがですか。

じゃあ、下村委員、お願いします。

○下村委員

少し戻りながら質問をします。

事務局から先ほどお話があったように、私もこのあたりが本計画のあり方のキーになってくると思っていて、重点の届出区域をどう特出ししていくかというようなところで、一つは、１ページの図を拝見して、Ⅲのところはちょうどこの施策の体系のところ、重点届出区域が外へ出ている感じになって、これでわかるのかなという思いは非常に強いんですけど、矢印が外から中へ入っていますよね。私のイメージはどちらかというと、外へ出てくる矢印で、向きが逆なんです。この重点届出区域をどう位置づけていくのか、ここの構成と大きく関わってくると思うんです。手順でいうと現況解析編があって、最終的にゾーニングをしていくと。ゾーニングのテーマが２６ページに書いていただいている核となるまず拠点の話があって、大都市ですよ、歴史・文化、それから水、緑とにぎわい、この４つの軸のマトリックスがあって、最終的にその次の２７ページの重点候補地が挙がってくるわけです。これで多分、ストーリーが流れてくるということで理解して、もう質問しないでおうかと思ったんですけど、そしたら、ここに書いてある２７ページの

タイトルを何とつけるかなんですね。この前のページのタイトルが景観構造の特性図で、テーマ別の景観構造図になっているんです。そしたら、これが取りまとめ図、総まとめの景観構造図なんです。ここに出てくる凡例がすなわち次の重点の候補地区だという位置づけになってきたときのこの図のタイトルをどうするか。

○事務局

そうですね。タイトルを入れてなかったですね。

○下村委員

景観構造図にしておいたらいいと思うんです。

○事務局

そうですね。一応、我々も景観構造図のつもりで、はい。

○下村委員

その取りまとめ図の中に出てくる凡例というか、地域別の文字がすなわち重点候補エリアということですよ。この順番だったら1ページの特出しの矢印が外を向いて出てくる印象ですが。重点届出区域の抽出の考え方というのは、この区域の指定というのが外に出てきて、そのほうがこのストーリー、本文の流れからいうと合ってくるという印象を持っております。

以上です。

○事務局

わかりました。ありがとうございます。

○澤木委員長

私の理解は、表記の問題かと思うんですけれども、下村委員の言われている論点は、むしろⅢの取り組みの方向性、施策の体系の中身を矢印で図示していくような話になるのかな。まず、市域全体が景観計画区域という前提があって、それから矢印が出て、特徴的な景観を有するとか積極的に誘導していきたい区分という、この28ページの左上の図ですよ。この構造に1ページがなっていないので、どこにゴールがあるのかが見えにくいのでおっしゃっているという気がしていて、この1ページの図の表記は、今回はこの重点届出区域の抽出の考え方、ここを議論したいので、特出しして矢印で解説を下に吹き出しで書いている、そういう理解で施策の体系をここで図示していないと。1ページの左側は下に矢印が来ているので、結論に導いている流れがあるんですけど、その辺の表記の混乱かなと思いますけど、いかがですかね。

○事務局

そうですね、全体を通して特に1ページですけど、どれとどれがどう関係しているのか、わかりにくいとか、後ろとページが必ずしも合っていないところがあるのかもしれませんが。

○澤木委員長

資料の位置づけとか、解説の問題かと思いますので、27ページもここに出ている地名がそのまま重点届出区域の地区の名前になるかというのと、そうではないですよね。これを中心に周辺も含めて、政策的にエリア設定していただいて、別の名前がつくこともあると思いますから、一応、資源とか景観構造の取りまとめ図というのが27ページという位置づけで、ここで一旦切れるんだと思いますね。

○事務局

はい、そうです。おっしゃるように、それぞれの図とか資料の流れの中で少し説明不足なところがあるのかなというのは我々としても認識はしておりますので、順に直していきたいと思います。

○澤木委員長

その辺は今後、誤解を招かない表記に直していただければいいのかなと思います。

○事務局

はい、ありがとうございます。

○澤木委員長

その他いかがでしょうか。

田中委員。

○田中委員

1ページの影響特性とその取り組みの方向性の間に課題図というか課題があって、それで今後の景観施策の方向性がはっきり出てくると思うんです。例えば、景観形成とか新しい地域を創出するのはいいんですけど、大阪のいい景観を守るところもあると思うんです。今までずっと施策をしてきて、昔に比べてだんだんよくなったとか、または、近代建築もあちこち残っていて、放っておくとなくなってしまうので、それをどうしたらいいとか、いろんな課題があると思うんです。そのあたりをもうちょっと書いてもらって重点地区をどうするとかいう話と連動してくると思うので、1ページのⅡとⅢの間に何かそういうものが入ると、もっとわかりやすくなると思います。

○澤木委員長

事務局、何か回答されますか。

○事務局

そうですね、記述が抜けていたかもしれません。改めて今の施策と照らしてどういう問題点があるのか一度文字に起こしてみて、必要に応じて入れていきたいと思います。ありがとうございます。

○澤木委員長

よろしくお願いします。現在は、新しくしっかりと景観計画を組み立て直すといった構成になっているんですけど、この10年ぐらいの経緯がありますので、これまでの景観施策評価の部分ですね、この背景の冒頭には書かれているんですけど、それを踏まえてこの景観の現況と特性という中で課題をまとめる記述が確かに抜けていると思いますので、そういう形で補強をお願いしたいと思います。

じゃあ、嘉名委員、どうぞ。

○嘉名委員

建築学会で景観の小委員会がありまして、そこで去年が2004年から10年ということで景観法10年の検証というプロジェクトを3年ぐらいやっています、その中で全国の景観計画がこの10年どんなふうに変わってきたのか検証するワーキンググループに入っています。その中で1つはエリアとか基準も含めて細分化するとか、あるいはその基準を地域オリジナルで考えるみたいな、そういう傾向は当初から予想していましたし、それ自身は結構見つかっているんですね。だから、それはそれで一つ正常進化の展開かと思うんですが、それ以外に特徴的だと思っているのは、いわゆる事前確定型の基準ではなくて、世田谷なんかが典型ですけど、協議型というか、あらかじめルールを行政が決めるのではなくて、どちらかというと地域に委ねるタイプで、地域で話し合いをしながら景観をつくっていくのを重視するということのも大きな潮流として出てきている気がします。それは、今回の資料の整理ともかなりリンクしていると思うんですけど、全市的に重要かと言われるとどうかということだけけど、地域にとっては重要なものを地域の人たちが方向づけをして、それを景観資源として保全していくような流れが一つ、これは全国的な傾向として出てきているということで、そういう位置づけも今回の取り組みには入っているので、いいとは思っているのですが、そうすると、大阪市として都市景観資源という政策はあるけれど、やっぱり区役所との関係を書いて、区役所単位で色々な地域活性化のまちづくりは行われていると思うので、そういうものとの連携とか、そういう活動が活発化してきて、そ

の中で景観も取り扱われるであろうというところは記述があるといいというのが1点です。

もう1つが、1ページのチャートを見ていると、右側のⅣ番のところ、これはこれから議論されると思うんですけど、屋外広告物の誘導と書かれているんですが、先ほど申し上げたその全国の景観行政の取り組みのこの10年の動きでいうと、1つ大きなものとしてあるのは、屋外広告物条例と景観条例の一体化がトレンドとしてあって、今回、これは都市景観委員会の資料なので、それでいいのかもしれませんが、あまり広告物の話が出てなかった気もして、将来的に検討するということかもしれませんが、屋外広告物の扱いをどうするかも整理されたほうがいいということです。

それから、先ほど田中委員からも課題の話が出たんですよね。これは、澤木委員長がおっしゃったように、これから具体的な政策を考えていく中で課題が出てくると思うんですけど、最終報告にはこのⅡとⅢの間に入る整理がいいと思っているのですが、その中で、次回以降出てくると思っているのは、届出の件数や実績みたいなものです。細分化は確かに景観を誘導していく上では非常にいい方法だけれども、やり過ぎると届出件数が多くなるとか、あるいは建確の仕組みが使えなくなると事務量がとても多くなる。スタッフが倍増するならともかく、限られた人員の中でということ考えると、現実的にはどう合理的にいい景観誘導の方策を見つけていくかということになると。そうすると、今までの届出の実態とか、その中でどんな課題があるとか、現場レベルの声とかそういうものも出していただきながら課題整理をして、今後展開の議論ができればなと思っております。最後の話はこれからということで。

以上です。

○澤木委員長

ありがとうございました。論点の3番目にも領域的には入っているかもしれませんが、3点ほど御指摘いただきました。何か事務局のほうからコメントあればお願いします。

○事務局

まず、区役所と連携していくというところ、記述していきたいと思います。課題のところもありがとうございます。あと、届出件数とか規模もそうですし、要綱でやっているところを景観計画にきっちり書くと件数が変わってくるかなというところもありますので、先生にご指摘いただいたとおり、運用不可能なものはできませんので、現状どうなっているのか、仮にこういう届出要件にしたならこれぐらいの数になるとか、その辺のシミュレーションをきっちりとやっていきたいと思います。ありがとうございます。

○澤木委員長

そのほかいかがでしょうか。

じゃあ、山納委員、お願いします。

○山納委員

資料の２３ページに市民が好きな景観というのがありますが、前の会議でお話した誰のための景観かという話になるんですけど、住んでいる人なのか、働いている人なのか、また、大阪以外から訪れる人、それぞれが好きな景観とか景観に対する思いがあって、それがときにはトレードオフというか、こっちを立てたらこっちが立たないという気がして、それが如実に出るのは繁華街、北新地とかミナミで、外国人で旅行に来た人からすると目立っているほうがいいけど、そんな景観にはしたくないということがあったり。例えば、光ですね。夜景をきれいにしたら、そこに住んだり、働いている人からするとうるさいとなったりするという、市民が一番いいではなくて、景観施策は利害がずれる人たちをどううまく調整するかという要素がある気がします。ですので、この市民が好きな景観が、できたら３つぐらいの層、働く人なのか、住む人なのか、訪れる人なのかということや、協議型で景観を決めていくということ。大体こうだろうと落とし込んでいくよりは、こうつくったらこちらがこう反対するだろうというのが、課題の気がしまして、それをこの施策の中でどう落としていくかという道筋が示していけばいいのかなと思いました。

○澤木委員長

今の御意見いかがでしょうか。この内容は、次の議題の「市政モニターアンケートの実施結果について」を説明していただかなくてはいけないかもしれません。

○事務局

ありがとうございます。今回のアンケートは、あくまで対象が市民で市域全体の方に聞いていますので、住んでいる、あるいは働いている、いろいろあると思うんですが、外から来ている人は入っていないので、そのあたりを今後どう把握していくのか考えないといけないですけど、いただいた御意見を踏まえて、今後、景観形成の方針をつくっていく中で行政が押しつけるといったことにならないように地域と話をして、地域がどっちをターゲットとした景観を選ぶかということもあると思いますが、うまく資料の整理の段階から連携把握して、地域で協議をするときにもちゃんと議論できるようにしていけたらと思います。ありがとうございます。

○澤木委員長

基本方針の5つ柱を出していただけていますが、その4つ目の活気とにぎわいあふれる景観形成というあたりが、外向きにはいいでしょうけど、地域の方々にとっていいかという、必ずしもそうではない地域もあるという、その辺を検討していくことも課題として認識しておくべきだという御意見だと思います。よろしくお願いしたいと思います。

じゃあ、下村委員。

○下村委員

同じ3ページです。○が5つあって、潤いのある市街地景観の形成のところですが、上から2つ目の水と緑を生かした潤いと安らぎと重複してないですか。潤いというキーワードが2番目と5番目に入っているので、展開として26ページのゾーンに落とし込んでいく図が出てくるときに、5番目の潤いのある市街地景観の形成が書き切れてないと思うんです。この5つが変えられないのかという確認と、よく都市計画マスタープランとか総合計画では、こういう景観形成の基本方針であるとか目標というのは、大きく例えば上の4つにしておいて、その担い手論、先ほどお話がありましたが誰がそれをやっていくのかという参画型の話とか、そういう全体を通じてやるべき対象、もしくはそれを担うべき方々のことを書く場合がよく見受けられますので、例えばですけど、人の息遣いが聞こえるとか、そういう景観形成とか、市民参画を謳いながら、企業市民や、本当の住民の方であるとか、そういう市民と一緒にやっていくところもきっちりとフォローしていますと特出ししておいて、26ページの図には一番最後のところは出さないという手だてもありかなと、特に潤いという言葉が重複している点からそういうことを感じました。

以上です。

○澤木委員長

いかがでしょうか。

○事務局

まず表現につきましては、これでフィックスではないので、今後よりよい言葉に変えていきたいと思っております。丸が5つございまして、最初の4つは26ページにある拠点的要素とリンクしていると思っています。この資料をつくったときの5つ目の考え方は、そういう拠点ではないところについても、底上げという言葉がいいかどうかはともかく、市域全体で景観形成を図っていくところも方針は必要だということで入れさせていただいたものです。

ただ、確かに言葉が重なっていますし、今、委員に御指摘いただきました市民の取り組みをここに入れ込むことは考えていなかったのも、おっしゃるような視点でこの書き方について、もう少し充実するとか、変えていくというのは、今後検討させていただきたいと思います。

ただ、大まかにはこの5つの基本方針で進めていければと考えております。

○澤木委員長

下村委員、続けてありますか。

○下村委員

今、御説明いただきましたように、確かに景観白地地域をなくしていただきたいと申し上げた記憶はありますので、5つ目は言葉を変えなければならないかもしれませんが、いろんな市街地の特性に応じた景観の誘導、もしくは景観形成というのは必要で、5番目を変えるのではなく、6番目を入れていくのがいいという意見に修正させていただきます。

○事務局

5番目は市域全体の話で、6番目にそういった、協働でやっていくという話ですね。わかりました。

○澤木委員長

市域全体ですけど、見ていくと住宅系の土地利用が中心になるという。5番目の柱は、もう少し住環境というか、住という言葉を入れて、そちらで市民の人たちと一緒に景観づくりといった方向のキャッチフレーズでもいいと思います。

○事務局

わかりました。

○澤木委員長

岡田委員が先ほどから発言がありそうですけど。

○岡田委員

私も5番目が大事だと思っていて、澤木先生が今、まさしくおっしゃったように、居住空間とか日々の暮らしとか、山納さんがおっしゃったことに関連する内容で、これは今回の景観構造の拠点の中には、今のところ入ってなかったですけど、入れてもいいのかもしれませんが。どれが核なのかというのは難しいですけども、重要な話かなと思いました。

それからもう一つ、これも下村先生がおっしゃったことですけど、潤いという言葉は使いやすいですが抽象的で、5番のところで使うのは間違いか、正しいかはわかりませんが、

後のほうを見ていくと、29ページですか、新大阪の議論をするときにもゆとりとうるおいという言葉が出てきています。新大阪とうるおいが直感的にすぐ結びつかなくて、これは使いやすいがゆえに乱用しがちな言葉かもしれませんが、恐らく事務局で趣旨があると思いますので、もう少し明確な言葉にしていだけるといいと思いました。

○事務局

ありがとうございました。確かに使いやすい言葉で多用しがちになるので、気をつけたいと思います。

○澤木委員長

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員

基本的には皆さんが言っていることと重なるんですけど、恐らくそのトップダウンかボトムアップかみたいな発想だけではだめで、中心市街地の大都市大阪の形成に関しても、市民の目線、市民の発想というのは必要だと思うんです。何が違うのかというと、全市的な観点で景観形成を図っていくべきエリアと、そうではなくて、そのあたりに住んでいるせいぜい2、3万の人がこのあたりはこういう地域がいいと満足できるような景観形成のあり方があって、その広域的な発想に立つか、狭域的な発想に立つかで分かれてくる気がします。一般市街地の住宅地に関しては、例えば、住吉区の住宅地がどうなろうと淀川区の人は知ったことじゃなくて、住吉区の住宅地に関しては、住吉区民あるいはもっと狭い特定の地域の人たちが自主的にこの地域はこういう景観になれば、自分たちはそこで安心して住めるといった発想で規定をつくっていく。それに対して中心の大都市大阪、水と緑といったキーワードでくくられるエリアは、大阪市全体にとって何がいいのかという発想でつくっていくという、その違いが重要になってくる気がいたします。

○澤木委員長

ありがとうございます。今のは御意見をいただいたということによろしいでしょうか。

○事務局

そうですね。今、阿部委員からいただいた考え方はしてなかったかもしれませんが、今後、施策の展開を考えていく中で、中心部は行政が引っ張っていくから市民の意見は聞かないというつもりは全くないので、市民にとってどういう取り組み方針がいいのかという点も気にしながらやっていきたいと思います。ありがとうございます。

○澤木委員長

そのほかは。

○阿部委員

手続的なことで確認ですけど。今回、アンケートをして、市民の景観に対する意識は聞いたわけですね。そして今後の進め方ということで、例えば、こういう新しい景観計画ができたとして、それに対して、もう一回パブリックコメントとか何らかの形で市民の意見を聞いた上で確定していく予定にされているんですよね。

○事務局

今、このあり方につきまして、この委員会から答申があると同時に、私どもでその景観計画をきっちりとつくり込んでいきます。その素案とか景観計画の案ができ上がった時点で、その条例改正案などを含めてパブリックコメントに諮っていくつもりにしております。

○澤木委員長

中嶋委員、どうぞ。

○中嶋委員

1 ページのところのⅡ番の景観の現況と特性を洗い出して、ここについては非常に細かい情報から分析していただいて、次にⅢの景観形成の取り組みの方向性と来るんですけど、先ほど課題という話もあったんですが、目標となる景観というか、景観構造を洗い出してその景観構造を今後どうしていくかというビジョンみたいなものがこのⅡとⅢの間にあってもいいのではないかと。具体的には景観政策の体系の中で、一番最初に市域全域で景観計画区域の細分化をされていますけど、29ページ以降ですね。それぞれ基本目標が例えば、都心景観ゾーンは都市的で落ちついた景観というキャッチがついているんですが、これをⅡとⅢの間に、大阪市としての目標と枠組みみたいなものを提示しておいて、その中でそれをどう施策に落とし込んでいくかということで、特徴的な景観を有するエリアとか、そういうものに分かれていくのかなという。現状からいきなり施策に飛ぶのではなくて、その間に大きな景観目標や将来像、これから動いていく施策も含めて大阪目指す方向性みたいなものをきちんと書いていく。もちろん目標というのは言葉ではあるんですけども、それを具体的な場所とかゾーンに落とし込むとどうなるのかというのが間に欲しいなというのが1点目です。

あともう1つは、他の施策の取り組みがいろいろ進んでいると思うんですけど、それと景観施策がどういう関係にあるのか、どう重なっているのか、どこに書き込んでいくかは細分化された後の29ページ以降で場所ごとに書いていくのがいいのかもしれないですけ

ど、要するに、最後にでき上がってくるまちの姿というのは、景観だけではなくて、いろんな施策の集まりとして、あるいは市民の活動で出てくるので、そういうものがわかるような景観区域の細分化の表のつくり方をしていただけると、より具体的な景観があらわれてくるのかなと思います。

以上、2点です。

○澤木委員長

貴重な御意見ありがとうございます。

事務局、何かコメントされますか、2点です。

○事務局

ありがとうございます。1点目ですね、景観構造を捉えてゾーン分けしていきなり各エリアの方針に入る前に、広くゾーンごとのビジョンを押さえたほうが良いという御意見だと思います。今回、資料間というか項目間のつながりがうまくいってないところもございますので、それも含めてもう少し考えて、資料立てしていけたらと思っております。ありがとうございます。

あと、他施策との連携につきましても、今回入れきれてないですけど、地区によっては景観施策以外の施策が既に取り組まれているところもございます。それを踏まえた上で景観施策であるとか、あるいは景観計画をつくってそれに他施策を連動してもらうとか、パターンはあるかと思いますが、当然、景観の施策だけでまちをつくっていくわけではございませんので、今後、施策展開を資料に落としていく中ではきっちりと複数の施策でまちづくりをやっていきますと、わかりやすく書けるようにしていきたいと思います。ありがとうございます。

○澤木委員長

ありがとうございます。時間の関係で、論点の3番目のほうも展開しながら御意見を伺っていこうと思いますが、2のところ言葉の使い方で気になっているのは、3ページの景観形成の目標の風格ある大都市大阪の景観という2行なんですけれど、この中に大阪が2回出てくるのが気にはなっているのですが、言葉の話だけですので、また今後、すっきりとしたものを考えていただければと思います。

3番目の論点は、28ページ以降になりますか、実際に取り組みの方向性について、事務局として意見を聞きたいのは3つということで、景観計画区域の細分化による誘導に関して、特に4つの景観ゾーンと水辺景観軸に分けた景観誘導について、重要な議論がよく

わからないんですけど、境界を明確にすべきかどうか迷っているというので御意見があればというところ。それから、先ほど下村委員のほうで冒頭に御意見がありましたけれども、重点届出地区の指定、この場合の抽出の考え方について。それから、先ほども参加型とか協働ということで意見は少し出ていますけど、地域による景観まちづくりの支援策について、このあたり次回以降も含めて、具体的なところは議論していく時間がありますけれども、28ページ以降でお気づきの点や御意見ありましたらお願いしたいと思います。

どうぞ、橋寺委員。

○橋寺委員

28ページ以降の具体的な場所というのは、一気に市全体はできないので変わってくると思います。さっきの境界を明確にすべきかどうかは、規制がかかるので、エリアの境界は必要だと思うんです。何かしらの理由で決まってくると思うんですけど、よくまちを見ていて思うのは、境界内はばっちりできていけるけれど、一步外では景観が大きく違っているまちなみができてしまうときがあるのではないかと。せっかくそのエリアの中は頑張っつつくったのに、景観は切り離して見るわけにはいかないのに、ぱっと見たときに大きく差のある風景ができ上がることがあって、こういうゾーンを決めて、特色ある景観をつくる時には、絶対リミットはあるんだけど、はっきりとその線が見えないような誘導なり、施策なりはないのかなと思うところです。

それと、先ほどお話に出たことで、3ページの5番目の扱いですが、今出ている29ページ以降の具体的なエリアを見ると、上町台地景観ゾーンの中に入ってくるのかもしれないんですけど、住宅地で特色あるところが1件も出ていないので5番目がわかりづらいのかなと思いました。こういう具体的なゾーンは今後も増えていきますが、初めに都市部の大きい風景だけでなく、ほかの施策で住宅地としての風景ができているところも一つ入れておくと、ほかのところでも、身近な人のスケールに合う景観でもこういう話があるというのが想像できるようなものもあっていいと思いました。

質問というよりはコメントでしたが。

○澤木委員長

御意見でしたね。はい、ありがとうございます。2点ほどいただきました。

何かコメントされますか、いいですか。

○事務局

特徴的な住宅地がどこかがイメージの中で浮かんでいないんですけど、事務方で考えて

いるときに、その住宅地が特色ある地区ですと仮に設定すると、ほかの住宅地がなぜそこなのかといったことを言ってこないかと思って、引いたところがあったんですけど、確かに一つ例というか、そういうものがあると確かにわかりやすくなると思います。また検討します。

○澤木委員長

イメージとしては他市で地区計画なんかを策定して、良好な住環境を守ろうとされている、そういうところなのかなと。

どうぞ、長町委員。

○長町委員

住宅地は夜間景観に関していいますと、非常に施策はやりやすくて、2つありまして、1つは灯りの家並み協定を結んで、門灯等の点灯時間を協議していただくようなことと、もう一つは最近増えている色温度の変更ですね。電柱についている白い寒々しい防犯灯から温かい色のものに変えることで、まちなみが随分変わりますので、景観施策としてはお金もかからず非常に有効な景観誘導ができるので、夜間景観でいけば、どのまちでも当てはまりますから、例はどこか挙げておいて、全エリアという話はできるんじゃないでしょうか。

○澤木委員長

ありがとうございました。昼間でもそういうところは緑が多いので、垣とか塀の協定を決めたりされていますし、敷地の細分化の禁止とか、いろんなものとセットだとは思いますが、住宅地でも地域で発意があって、環境を守っていこうという建築協定をやっている地区とか、そういうところから景観施策も使っていくというのはあると思います。兵庫県川西市でも景観の委員長をやっているんですけど、そこはほとんどが住宅地なので、身近な生活シーンを組み立てて、どんなまちで暮らしたいか、そのときにまちの景観がどうあるべきか、そういう景観計画のつくり方をしましたけども、大阪市とは大分、都市の性格が違いますが、そういったことも可能かなとは思います。

○事務局

確かに住宅地に関して余り書かれてないので、うまく書き込めるように今後、考えていきたいと思っています。ありがとうございます。

○澤木委員長

そのほかいかがでしょうか。

田中委員、お願いします。

○田中委員

28ページの景観施策の体系という図の中で（２）から（４）までがそれぞれ特徴的な景観を持つエリアとか、地域の自主的な景観まちづくりのエリアということになっていて、緑で囲われている特徴的な景観資源を擁するエリアというのが、景観重要建造物、樹木の指定と活用ということですけど、点在していたり、ポイントで１つだけとなると、エリアとは言えないのではないかと。エリアというのなら、よその地方都市の観光地ですごく重要な歴史的建造物があって、その周辺１００メートルは景観のエリアにして、規制とか誘導という政策を行うのであれば、景観重要建造物のところもエリアだと思いますが、前々回に景観重要建造物とか樹木の指定制度はずっとあるけれど、指定がないということでしたが、もし指定があったらそれにまつわる特別な施策をとる予定はあったのでしょうか。

○事務局

そうですね、資料がゾーンを定めて、エリアを定めてという整理をしているので、確かに建造物とか樹木というのは単体のものですので、この表現が適当なのかどうか、そういった建造物や樹木を中心とした広がりあるエリアなのかというところは、もう少し整理させていただきたいと思っています。

現時点では、景観重要建造物や樹木に指定されても、特段その所有者にメリットがなく、逆に維持しなければならない負担になるところもあるので、所有者の合意を得やすい、負担にならないような取り組みや展開についても併せて考えていきたいと思っています。

○澤木委員長

そのほかの御意見いかがでしょうか。

先ほど、橋寺委員がおっしゃられた１点目の境界ですけど、大きく市域を４ゾーンぐらいに分けようというゾーンの境界の話と、もう少し下の（２）から（４）みたいな地区単位のエリアの境界の話と次元が２つあるんですけど、主に後半ということでもいいですね。臨海と一般市街地を分けるという議論よりは、境界が決まってしまうとその隣接街区の人たちは全然関係ないということじゃなくてという、そういう理解でよろしいですか。

そのほかいかがでしょうか。この（２）から（４）というのは、独立ではなく重なり合う場合もあるという理解でいいんですね。重点届出地区だけど、そこで地域主導のまちづくりが進んでいくことはあり得るわけですね。エリマネの一覧表を出していただいますが、そういった地域の環境管理やにぎわい創出をやっている組織が、まちづくり活動

の中で一定区域内で景観の制度も使いながら整えていくことが、これからは重要と思っていまして、そういうところが、公開空地の規制緩和で使用行為の基準を緩めたりしていくときに、まちづくりの活動の主体が市と協議等をされながらやっていくと思いますので、28ページのこの図だと矢印が全部分岐して、この地区はこのタイプというふうに、唯一、一つだけが当てはまる感じになってしまうので、それは違うという理解でよろしいですか。

○事務局

はい。重なってかかってくるところも当然あると思っております。

○澤木委員長

先ほど、嘉名委員のお話もありましたが、そういうエリマネをやっているところで、協議型で基準をつくっていくという、これまで美観誘導は市で目標を決めて、行政主体でやってきていたと思いますけども、そういった目標自体も地域のエリマネの組織や、住民の人たちと一緒に考えながら、こうあるべきというのを一緒につくっていく、そういう時代でもあるのかなと思います。

はい、ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

どうぞ。

○嘉名委員

景観計画区域の細分化による誘導について、4つの景観ゾーンと水辺景観軸に分けた景観誘導について、それから境界を明確にすべきかどうかについて、技術的には次回以降の論点になると思うんですが、考え方としては、学会の検討でも合理的に用途地域で分けているのもあるんです。景観特性を踏まえているかということ、クエスチョンもあるんですけど、現実的にどこで線を引くかという難しさがある中で、一つの割り切りとして用途地域に連動させる方法もあるにはあるんですけど、そもそも範囲を明確にするべきかどうか、指導する側の立場から考えると、明確なほうがやりやすい。やりやすいけど弊害もあるという話も先ほどから出ているわけですね。例えば、届出の規模がエリアで変わると、明確に線を引かざるを得ない。だけど、配慮方針の記述が変わってくることなら、別に重なっていても構わないですね。重なっているエリアは、2つの配慮方針を両方留意してくださいという運用もできるわけです。だから、方法としてはいろいろあるけれど、それぞれのエリアでどういう景観誘導をしていくかということと関係が非常に深いという気はしています。そういう意味では、市域全域で景観計画区域の細分化をするときに、届出対象の規模をランク分けするかどうかは、一つの大きな判断材料になる気はします。

以上です。

○澤木委員長

ありがとうございます。

○事務局

先ほど、嘉名委員から御指摘がありましたように、今、届出が何件あって、それが面積を変えたら何件になるのかというところをきっちり踏まえた上で、決まってくるところが大きいということですね。

○嘉名委員

もちろん、件数も一つの判断材料にはなるとは思うんですけど、住宅地とかの景観誘導をしていこうとすると、大規模ベースでは不十分ではないかというのはかねてからあるわけです。一方で、都心部は大規模よりもっと大きなものを対象にしてもいいという議論があって、市域全域で景観特性が違うのに同じ規模を対象とするのが適切なのかというのは、かねてから議論としてあったわけです。それを見直すかどうかですね。判断材料としてももちろん届出の件数が倍とか、4倍になりましたというのでは現場が破綻するので、そのあたりは考えないといけないでしょうけど、それだけではなくて、景観特性やどういうものを対象として誘導していくと効果的なのかという判断はあると思います。例えば、住宅地の中でも、大分前ですけど、帝塚山なんかも一時期議論になりましたよね。敷地が大きい過ぎるので、しかも中高層地域なのでマンションに全部なっていくと。ただ、まちなみを誘導していくといっても、あれだけ大きな敷地で戸建ての誘導は現実的ではないという話もありました。だから、そういう住宅系で土地利用や用途が変わっていく、特にボリュームが積み増されていくケースなんかだと、大規模だけでなくていいという議論はあると思います。

○澤木委員長

はい、ありがとうございました。

そのほかのお気づきの点。どうぞ、阿部委員。

○阿部委員

その境界の話ですけれども、地権者あるいは業者の立場に立ってみると、この地域は届出が要るのかどうか、事前協議が必要なのかどうかは事前にわかってないと非常にまずいと思うんです。土地を買うときにこの地域は新しいものを建てるなら事前協議が必要だし、届出も必要だということがわかっているのはマストであって、緩い私権制限であることは

間違いないわけです。そういう公示的に事前に知らせるという意味では、境界は基本的に明確化すべきだという気はします。届出が要るかもしれないし、要らないかもしれないみたいな地域があるというのは、行政のやり方としてはまずいと思います。

○澤木委員長

重点届出地区とか、地域主導でルールを認定していくようなエリアは、明確に線が引かれるんだと思います。そうすると、先ほど橋寺委員がおっしゃった、そことの差が出てくるので、周辺もそのエリアに追随していく形で誘導していくかは、別の手だてが要るかもしれません。

そのほかいかがでしょうか。もう少し時間はあると思いますが。よろしゅうございますか。各論は次回以降もいろいろ出てくると思いますので、一旦、議題の（１）のところは終えまして、その他で２つ報告をいただきますので、その中でまた振り返って出てきましたら、御意見いただければと思います。

最初が都市景観資源検討部会の開催についてで、生野区と淀川区の分ですけれど、御報告いただけますでしょうか。

お願いします。資料４ですね。

○事務局

前回の委員会で都市景観資源については部会で審議するという事で、部会の継続設置を認めていただいたところです。この都市景観資源検討部会につきましては、資料４にありますように、６月８日に第１５回の検討部会を開催いたしました。その後、３回にわたりまして生野区は７月１日と７月８日で、淀川区は７月１３日に現地調査を終えたところでございます。生野区と淀川区の審査につきましては、８月２１日に開催を予定しております。今年度につきましては、阿倍野区も同様に審査を行う予定にしております。９月１８日に第１７回の部会といたしまして、まず物件紹介の内容で開催していく予定になっております。

景観資源検討部会の開催については以上でございます。

○澤木委員長

ありがとうございました。

下村部会長を初め、委員の皆さんにはいろいろ御足労をかけますけども、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、市政モニターアンケートの報告をいただいて、合わせて御質問等あれば伺

いたいと思いますので、説明お願いできますでしょうか。

○事務局

市政モニターアンケートにつきましては、前回の委員会で報告事項としてアンケートの案をお配りさせていただいたところです。その後内容、設問に修正を加えた上で、6月26日から7月6日にかけて実施をいたしました。その回答をまとめたものが資料3でございます。回答数につきましては、798件中593件で74.3%の回答数でございました。中身的には非常に多岐にわたるので、個々に説明するのは割愛させていただき、また、御確認いただければと思っております。この内容を参考に今後施策展開について考えていきたいと思っております。

こちらからの報告は以上でございます。

○澤木委員長

ありがとうございました。私もちゃんと読み込めてないので見せていただきますけども、2ページ目ですね。最初の質問のところを見ていきますと、市政モニターの方は非常に優等生といいますか、特に問2を見ますと、まちづくりを進める上で、魅力ある都市景観の形成はどの程度で重要かと思われますかというのに、非常に重要、それからやや重要と95%ぐらいの方が答えているというのは、景観スクールの学生さんかなという感じの答えで、その上の10年前に比べて景観はどのように変わったかというのも非常によかった、少しよかったというのを合わせて6割以上の方が答えていただいて、非常にうれしい回答ですけども、若干少し読み方は注意して、もう少し厳しい御意見もあるだろうというのを頭に置きながら読んでいったほうがいいと思うところです。

○嘉名委員

澤木委員長がおっしゃるとおり、かなり優等生。ただ、景観に対する評価が一定あって、よくなってきているというのは実感としてそういう気がします。これは景観施策だけが効いているわけではないでしょうけど、景観に対する関心の高まりみたいなものがあって、それが実際の景観にもかなり影響していると思っているということと、あと、美観誘導制度の認知度がびっくりするぐらい低かったと。

○澤木委員長

問7ですね。

○嘉名委員

これは、課題も含めて今後の施策を考えていく上で宿題なのかなということと、あと、

大規模も意外と低いと。これは事業者向けで市民の方は知らないということかもしれませんが、もうちょっと認知度が上がることは必要かなと思っております。

それと、問１２。やっぱり広告看板類に対する意識が非常に高いということで、このあたりは先ほども申し上げましたけど、屋外広告物条例が関係として出てくる気もしております。

このあたりの意見も踏まえてどんな施策を考えていくかが次回以降、反映されるという理解でいいでしょうか。

○事務局

事務局から説明するべきと思いながら、大変失礼いたしました、ありがとうございます。確かに優等生な回答になっているところがありますので、その辺を差し引いて。一方で景観の取り組みについてはまだ全然知っていただけてないと。そのほかいろいろ貴重な御意見をいただいておりますので、今後の参考に大いにさせていただき進めてまいりたいと思います。

○澤木委員長

報告２件につきまして何か御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、以上で本日予定していました議事を終了させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

今日いろいろ意見いただきましたけれども、そういったものを踏まえて、次回も大阪市の景観施策のあり方について引き続き検討を進めていきたいと。今日の意見を入れていくと、大分、骨格がしっかりした組み立て、それから、論理構成もきっちりつくっていきえると思いますし、それから嘉名先生の御指摘もある屋外広告物との関係とか、具体的なところでいろいろディスカッションしないといけないところも多いと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、進行を事務局のほうにお返しいたします。

○中西都市景観担当課長代理

本日は長時間熱心な御議論、また、貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

今後とも委員の皆様方には御協力をお願いいたします。

なお、次回ですが、本日の委員会でもいただいた御意見等を整理いたしまして、１０月下旬を目途に委員会を開催させていただきたいと思います。後日、また日程調整をさせてい

たいただきますので、よろしくお願いいたします。

また、前回委員会時に準備したのですが、まちなみの連続写真をそちらに置かせていただいていますので、お時間のある先生方はご覧いただけたらと思います。

これをもちまして44回大阪市都市景観委員会は閉会させていただきます。どうもありがとうございました。